

「中間前金払制度」のご案内

中間前金払制度とは

当初4割の前払金に加え、一定の要件のもと2割の前払金が支出される制度です。
なお、中間前払金を利用するときは、前払金と同様に当社の保証証書が必要です。

中間前払金のメリット

- ①入金後、現金一括で払出可能
- ②保証料が極めて安価、保証料率は一律0.065%
(例1：中間前払金1,000万円を受け取る場合、保証料6,500円)
(例2：中間前払金200万円を受け取る場合、保証料1,300円)

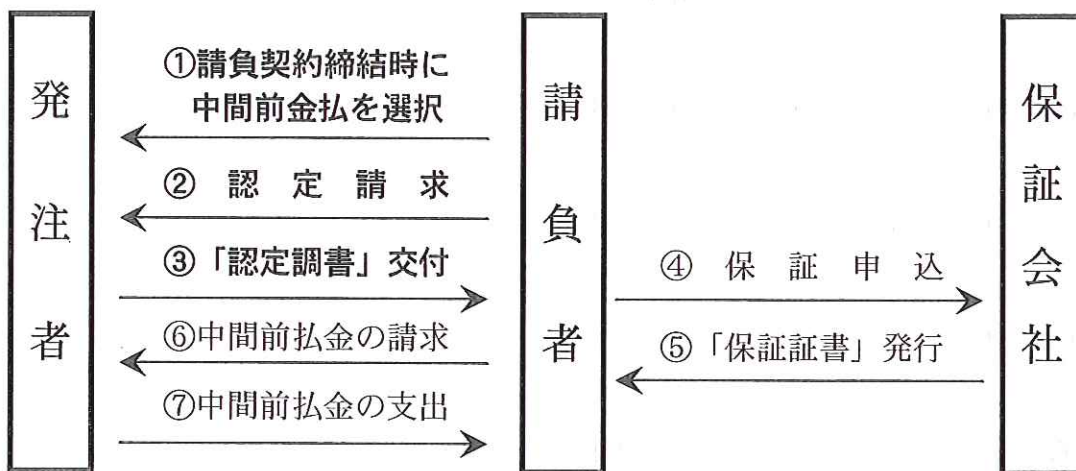
保証申込必要書類

- ①保証申込書
通常の前払金保証申込書と同一です。
- ②前払金使途内訳明細書
項目を「既済部分の材料費・労務費等」とし、現金一括で払出可能（原則 証憑書類不要）です。
- ③認定調書（写）
中間前払ができる要件を具備していることを発注者が認定する書類です。

要件

- ①請負金額・工期が中間前払金の適用条件を満たしている工事
発注者によって異なりますので、裏面をご参照下さい。
- ②契約締結時に中間前払金を選択
- ③工期が2分の1を経過し、かつ 工事の進捗額が請負金額の2分の1以上

請求手続



②に必要な書類：認定請求書、工事履行報告書、工程表 など
発注者により異なります。

④に必要な書類：保証申込書、使途内訳明細書、認定調書の写
e-Net保証利用の場合は申込書の作成も簡単です。

⑥に必要な書類：保証証書、中間前金払請求書

お問い合わせ先

西日本建設業保証（株）長崎支店

TEL 095-824-5260 FAX 095-827-1041

発注者名	中 間 前 金 払 制 度 適 用 工 事
長 崎 県	請負金額 1 0 0 0 万円以上
長 崎 市	請負金額 5 0 万円以上
佐 世 保 市	請負金額 1 3 0 万円以上
島 原 市	請負金額 1 3 0 万円以上
諫 早 市	請負金額 2 0 0 万円以上
大 村 市	請負金額 1 0 0 万円以上
平 戸 市	請負金額 5 0 0 万円以上
松 浦 市	請負金額 1 0 0 0 万円以上
壱 岐 市	請負金額 3 0 0 万円以上
対 馬 市	請負金額 1 0 0 0 万円以上
西 海 市	請負金額 3 0 0 万円以上
雲 仙 市	請負金額 1 3 0 万円以上
南 島 原 市	請負金額 1 3 0 万円以上
五 島 市	請負金額 1 3 0 万円以上
新上五島町	請負金額 1 0 0 0 万円以上

平成24年5月より南島原市の適用範囲が拡大されました。